

障害福祉の仕事、知っていますか？

「障害福祉」とは、障がいのある人が自らの望む生活を営むことができるように支援することです。障がいは、病気やケガ、加齢等によって起こるもので、「身体障がい」「知的障がい」「精神障がい」「難病」など、個別の状態や症状があるため、求められる支援も多岐に渡ります。障害福祉の仕事は、障がいのある人の様々な個性や想いに触れ、共に暮らすことに寄り添う、魅力的な仕事です。日田市には、多くの障がいのある人が暮らしています。令和7年度末時点での障害者手帳の交付者数は約4,000人で、人口の6.7%にあたります。その人たちを支える、日田市での主な障害福祉サービスを紹介します。

問福祉支援課障害福祉係☎㉒8290（市役所1階）

訪問系サービス

居宅介護（ヘルパー）
自宅での入浴、排せつ、食事等の介護を行う。

同行援護
視覚障がいで移動が困難な人に、外出時に必要な情報の提供や移動の援護などを行う。

行動援護
知的・精神障がいによって行動が困難で常に介護を必要とする人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援及び外出支援を行う。

相談のサービス

地域定着支援
施設や病院から退所・退院した障がい者等を対象とし、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に相談その他の対応を行う。

地域移行支援
障害者支援施設等に入所している障がい者や精神科病院に入院している精神障がい者を対象に、地域生活に移行する際、住居の確保その他地域生活に移行するための活動に関する支援等を行う。

計画相談・障害児相談支援
障害福祉・通所支援サービスを適切に利用できるよう、利用計画、障害児支援利用計画の作成や、事業者との連絡調整等を行う。また、各サービスの利用状況を定期的に検証し、必要に応じて計画を見直し、計画の変更や事業者との連絡調整等を行う。







子どものサービス

児童発達支援
就学していない障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活の適応のための専門的な支援を行う。

放課後等デイサービス
就学をしている障がいのある子どもに、授業の終了後や学校の休校日に生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

保育所等訪問
保育所や学校等を訪問し、障がいのある子どもに対して、周りの子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援を行う。

通いのサービス

自立訓練（生活訓練）
自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、生活能力向上のために必要な訓練を行う。

就労継続支援
一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供し、知識及び能力向上のための必要な訓練を行う。

生活介護
常に介護を必要とする人に、施設で昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行い、創作・生産活動の機会を提供する。

住まいのサービス

施設入所
施設に入所する障がい者に、主に夜間の入浴、排せつ及び食事等の介護、その他の必要な支援を行う。

共同生活援助
共同生活を営むのに支障がない人に、主に夜間の共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を行う（グループホーム）。

短期入所
自宅で介護する人が病気になる等の理由によって、介護を受けることが困難となった障がい者を短期間、夜間を含め、施設で預かり、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

自立生活援助
グループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的・精神障がい者に、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問などを通して生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行う。